

令和8年度

消費者行政の概要

(7年度実績)

習志野市
ご当地キャラクター
ナラシド♪



習志野市
ご当地キャラクター
ソラシノ♪



習志野市消費生活センター

目次

I	消費者行政の概要	
1.	消費者行政のあゆみ	1
2.	消費生活センター事業概要	4
3.	組織及び事務分掌	4
II	消費者の権利の尊重と自立支援	
1.	消費生活相談の概要	5
2.	クーリング・オフガイド	8
3.	内容証明郵便について	10
4.	未成年者契約の取消し	11
5.	家庭用品品質表示法等による立入検査	12
6.	多重債務問題対策	13
7.	消費生活相談アドバイザー業務協定	13
III	消費者啓発	
1.	啓発用パネル展示、パンフレットの配布	14
2.	広報紙等掲載による啓発	14
3.	消費生活メモ	15
4.	まちづくり出前講座等	18
5.	令和7年度 習志野市消費生活パネル展	18
	令和7年度 消費生活パネル展展示写真	19
IV	計量器定期検査	
1.	計量器定期検査	20
V	資料	
	習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例	21
	施行規則	22
◎	消費生活相談・まちづくり出前講座	23

I 消費者行政の概要

1 消費者行政のあゆみ

年 度	内 容
昭和42年	民生部経済課に商工観光係を設置 習志野市消費生活モニター制度発足 習志野市消費生活モニター実施要綱（9月1日施行）
43年	第1回習志野市みんなの消費生活展開催 消費者保護基本法制定（現消費者基本法）（昭和43年5月30日公布・同日施行）
44年	民生部産業課産業係に変更 安売りの日対策協議会設置
45年	国民生活センター設置（国） 10月1日 県委嘱による消費生活苦情相談窓口設置 習志野市主婦の消費生活研究会発足 7月22日
46年	産業交通課に課名変更 消費生活モニターによる買物動向調査実施
47年	消費生活モニターによる小売価格調査実施（毎月）
48年	産業振興課産業振興係に変更 消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日公布・昭和49年3月5日施行）
49年	習志野市主婦の消費生活研究会を習志野市消費生活研究会に変更
50年	産業振興課消費生活係に変更 消費生活通信講座の開催
53年	民生部商工農政課流通対策係に変更
54年	習志野市消費生活センター設置（9月1日） 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱（9月1日施行） 習志野市消費生活センターオープン記念講演会の開催 市委嘱による消費生活苦情相談の開始
55年	県からの権限委譲事務により立入検査を実施（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法）
59年	民生経済部商工振興課商工労政係に変更 国民生活センター、全国消費生活情報ネットワークシステム「PIO-NET」運用開始
61年	習志野市消費生活センター、サンロード津田沼ビル6階へ移転
63年	第1回消費者月間（5月（国））
平成元年	経済環境部商工振興課企画係に変更
3年	経済環境部商工振興課消費生活係に変更 消費生活専門相談委員資格認定試験実施（国）
4年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムに加入 計量法（平成4年5月20日公布・平成5年11月1日施行）
5年	計量器指導を県からの権限委譲事務により実施
6年	消費生活係が企画政策部まちづくり推進課へ移管 食品衛生法施行規則等改正
7年	旅行業法、食品衛生法、栄養改善法、保険業法改正

平成10年	千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
11年	習志野市消費生活相談員設置基準内規制定（4月1日施行） 消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引に関する法律、電気用品取引法（電気用品安全法に改称）、ガス事業法の改正
12年	消費者契約法（平成12年5月12日公布・平成13年4月1日施行） 訪問販売法（特定取引に関する法律と改称）、月賦販売法改正 地方自治法一部改正により消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法による立入検査を県条例による特例処理により、本市が実施 特定商取引法、電子契約法施行
13年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正（4月1日施行） 習志野市消費生活相談員設置基準内規の一部改正（4月1日施行） 電気用品取締法から電気用品安全法に改称され施行、金融商品販売法施行 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステムの更新
15年	個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日公布・平成17年4月1日施行） 食品安全基本法（平成15年5月23日公布・平成15年7月1日施行） 食品安全関連5法公布 健康増進法（本文：平成15年5月1日施行・ただし書：平成16年8月1日施行） 習志野市消費生活モニター設置要綱の廃止（平成16年3月31日） 消費税が総額表示に変更
16年	特定商取引法改正 行政規制の強化と民事ルールの整備 消費者保護基本法を改正し消費者基本法として、6月2日公布・施行 消費生活センターが総務部生活安全室まちづくり推進課へ移管 消費生活相談カード直接作成システム端末機の設置
17年	個人情報の保護に関する法律（4月1日施行） 食育基本法（平成17年6月17日公布・同年7月15日施行）、JAS法改正 千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム更新
18年	改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布 習志野市多重債務問題対策庁内連絡会設置要綱の施行
19年	長期使用製品安全表示制度が改定され4月1日施行
20年	特定商取引法、割賦販売法改正（平成21年12月施行）
21年	消費者安全法施行（9月1日施行） 消費者庁設立（9月1日） 習志野市消費生活センター設置の公示（9月7日） 習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正（11月1日） 習志野市消費生活相談員設置基準内規の廃止（11月1日） 「消費生活センター」を「消費生活係」に変更
22年	PI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）2010導入
23年	まちづくり推進課が市民経済部へ移管、「協働まちづくり課」に課名変更

平成24年	地域主権一括法により、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の権限を県より委譲 習志野市消費生活センターがサンロード津田沼ビル6階から4階に移転(9月) 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)11月から開始
25年	食品表示法制定(平成25年6月28日公布・平成27年4月1日施行)
26年	習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱の改正 相談窓口の強化の相談体制を充実(相談時間を9時30分から16時に変更)
27年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2015刷新 食品表示法施行(平成27年4月1日施行)
28年	「習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営に関する条例」及び施行規則を制定(「習志野市消費生活センターの設置及び運営に関する要綱」を廃止) 相談窓口強化のため毎月の第2土曜日を開所 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の改正により洗濯表示変更
29年	改正消費者契約法施行(平成29年6月3日施行) 改正特定商取引法施行(平成29年12月1日施行)
30年	成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正(令和4年4月1日施行) 消費者契約法の一部改正(令和元年6月15日施行) ギャンブル等依存症対策基本法公布(平成30年10月5日施行)
令和元年	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年5月31日公布・同年10月1日施行)
令和2年	食品表示法の一部改正(4月1日施行) (1)一般用の加工食品および一般用の添加物の栄養成分表示の義務化 (2)アレルギー表示の変更 災害対応事業(市民から持込まれる食品等放射性物質検査)終了
令和3年	PI0-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)2020刷新 特定商取引法の一部改正(令和3年6月16日公布、令和4年6月1日施行) (1)通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策 (2)「売買契約に基づかないで送付された商品」対策(※令和3年7月6日施行) (3)消費者利益の擁護増進のための規定の整備
令和4年	消費者契約法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年6月1日施行) 不当勧誘…契約の取消権を追加・拡充 不当条項…免責の範囲が不明確な条項の無効 ほか
令和5年	消費者契約法の一部改正(令和5年6月1日施行) 消費者裁判手続特例法の一部改正(令和4年6月1日公布 令和5年10月1日施行)
令和6年	消費生活用製品安全法施行令の一部改正(令和6年6月26日公布 令和7年12月25日施行) 子供が使用する製品の安全を確保するため子供用特定製品の制度創設 (1)乳幼児玩具(3歳未満向けおもちゃ)(2)乳幼児用ベッド(ベビーベッド)
令和7年	衆議院・消費者問題に関する特別委員会において、地方消費者行政の充実・強化に関する件の決議が全会一致で行われた(令和7年6月5日) (1)地方消費者行政強化交付金推進事業の活用期限を終えた地方公共団体が、引き続き消費生活センターの運営等を継続できるよう必要な対策を講じること。…ほか5項目

2 消費生活センター事業概要

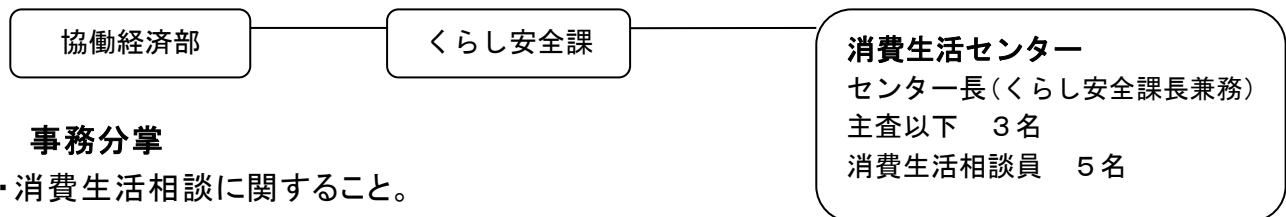
消費生活センターでは、多様化する現代社会における消費生活上の諸問題や苦情・相談の斡旋に努め、消費者の被害を未然に防ぐため、各種啓発や情報の収集・提供を行い、市民の消費生活の向上を図っています。

施設の概要

- (1) 名称 習志野市消費生活センター
- (2) 所在地 習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼4階
(昭和61年にサンロードに移転)
電話 047-489-5230 相談専用 047-451-6999
- (3) 開設年月日 昭和54年9月1日(平成28年4月1日条例により設置)
- (4) 開所時間 午前8時30分から午後5時まで
(休所日:第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (5) 相談日 平日及び第2土曜日(除く第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、年末年始)
- (6) 相談時間 午前9時30分から午後4時まで

3 組織及び事務分掌

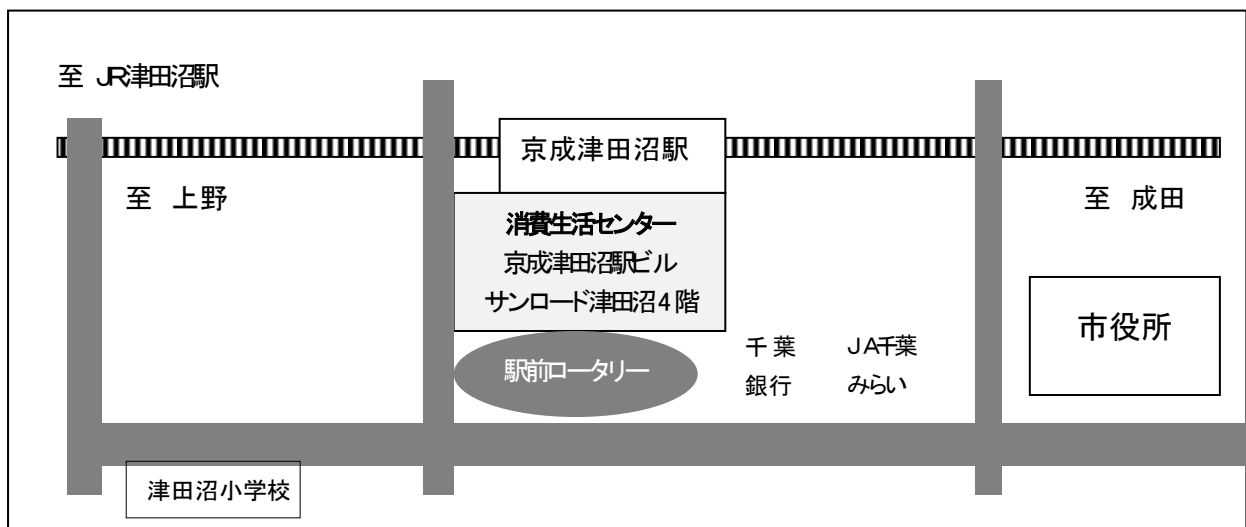
組織 平成28年4月1日 機構改革によりセンターを機関として設置



事務分掌

- ・消費生活相談に関すること。
- ・消費者問題に係る啓発に関すること。
- ・計量器に関すること。
- ・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。

(案内図)



Ⅱ 消費者の権利の尊重と自立支援

1 消費生活相談の概要

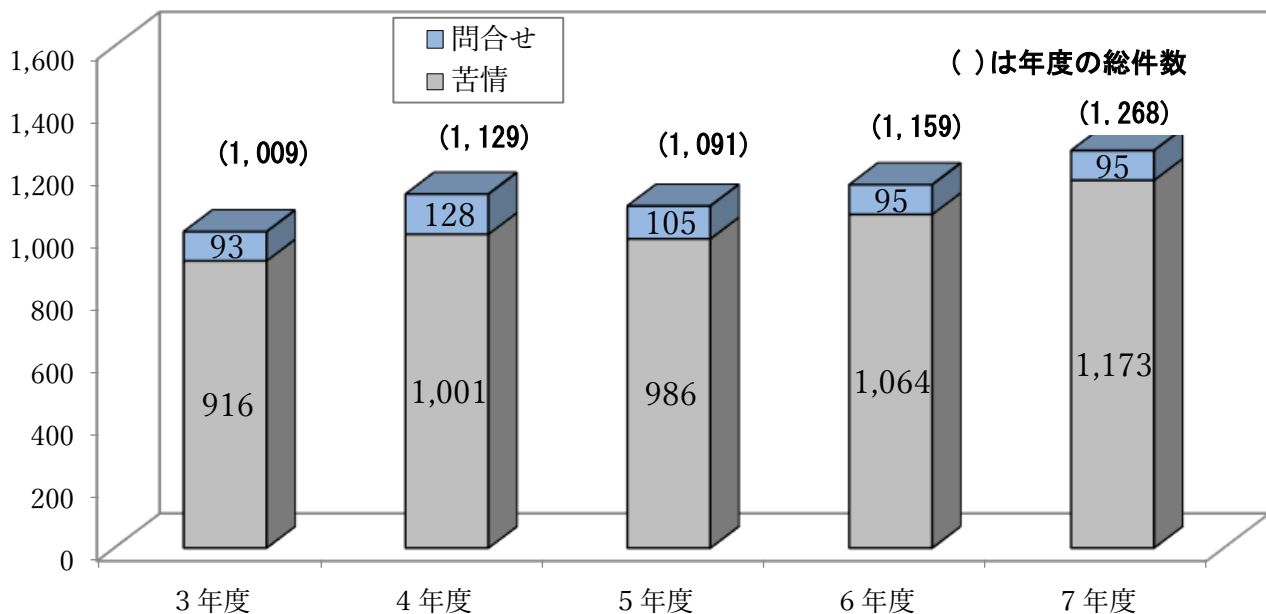
令和7年度の相談件数は1,268件となっています。

その内容は、「苦情」1,173件(92.5%)、「問合せ」95件(7.5%)でした。

契約当事者の内訳は、「男性」606件(47.8%)、「女性」608件(47.9%)、「不明」が54件(4.3%)でした。

また、契約当事者を年代別にみると「20歳未満・20歳代」146件(11.5%)、「30歳代」100件(7.9%)、「40歳代」146件(11.5%)、「50歳代」144件(11.4%)、「60歳代」158件(12.5%)、「70歳代以上」312件(24.6%)、となっており、昨年に比べ40歳代および70歳以上の増加率が高くなっております。

令和3年度から令和7年度までの相談受付件数
契約当事者の性別・年代別件数



(単位: 件)

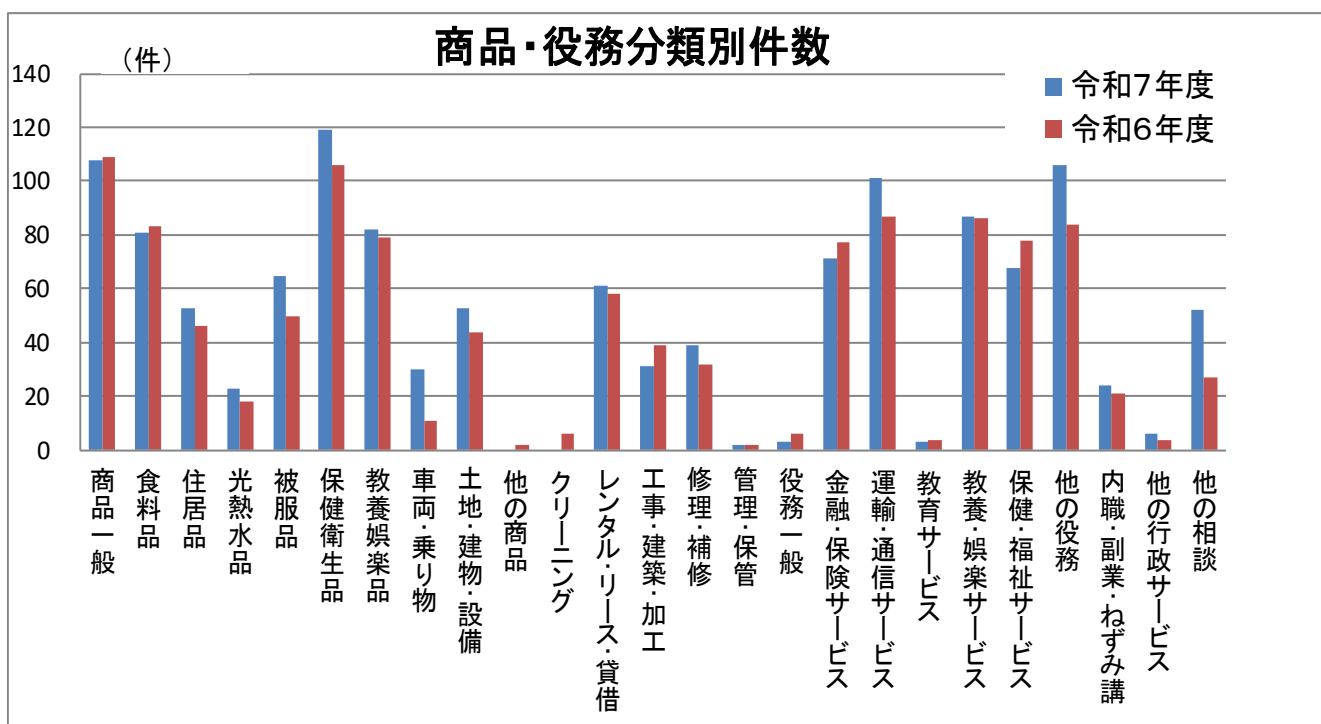
	令和7年度					令和6年度				
	男	女	不明	計		男	女	不明	計	
20歳未満	13	10	0	23	1.8%	12	8	0	20	1.8%
20歳代	58	65	0	123	9.7%	50	59	0	109	9.4%
30歳代	58	42	0	100	7.9%	38	48	0	86	7.4%
40歳代	68	78	0	146	11.5%	40	48	0	88	7.6%
50歳代	74	70	0	144	11.4%	88	79	0	167	14.4%
60歳代	82	76	0	158	12.5%	73	71	0	144	12.4%
70歳以上	139	173	0	312	24.6%	117	137	0	254	21.9%
その他・不明	114	94	54	262	20.6%	89	123	79	291	25.1%
計	606	608	54	1,268	(100%)	507	573	79	1,159	(100%)

商品・役務分類別件数

1, 268件の相談の内容は、「商品」に係る相談が614件(48.4%)、「商品関連役務」が133件(10.5%)、「役務」に係る相談が469件(37.0%)、他の相談が52件(4.1%)でした。

なお、相談内容の上位3位は、ネット通販での化粧品や健康食品購入等のトラブル「保健衛生品」119件(9.4%)、不審な電話、メール、身に覚えのない請求を受けたことなどによる「商品一般」108件(8.5%)、分電盤工事、給湯器の点検など、事業者から強制的に工事を進められて契約する「他の役務」106件(8.4%)となっています。(単位:件)

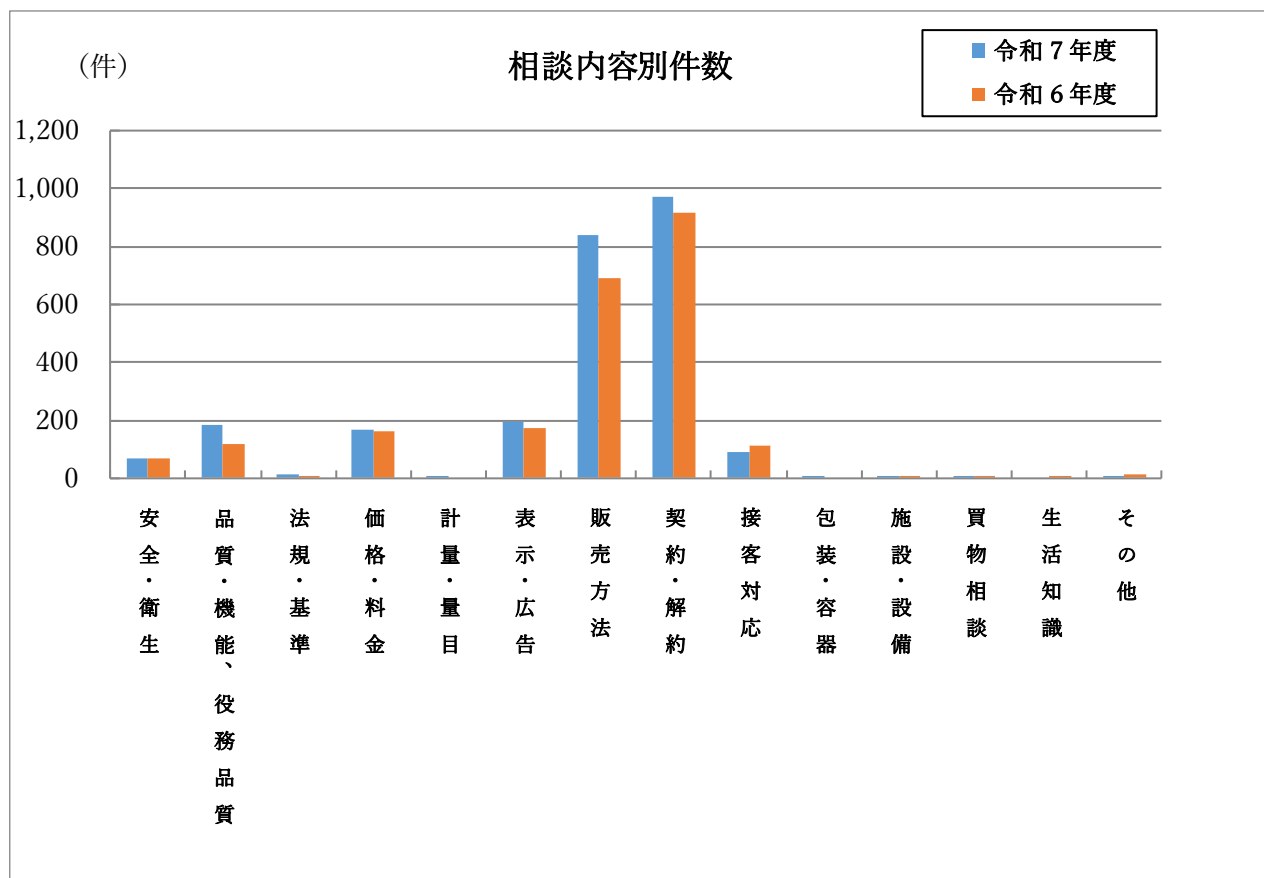
商品大分類	7年度	6年度	商品大分類	7年度	6年度
商品一般	108	109	管理・保管	2	2
食料品	81	83	商品関連役務計	133	137
住居品	53	46	役務一般	3	6
光熱水品	23	18	金融・保険サービス	71	77
被服品	65	50	運輸・通信サービス	101	87
保健衛生品	119	106	教育サービス	3	4
教養娯楽品	82	79	教養・娯楽サービス	87	86
車両・乗り物	30	11	保健・福祉サービス	68	78
土地・建物・設備	53	44	他の役務	106	84
他の商品	0	2	内職・副業・ねずみ講	24	21
商品計	614	548	他の行政サービス	6	4
クリーニング	0	6	役務計	469	447
レンタル・リース・賃借	61	58	他の相談	52	27
工事・建築・加工	31	39	総件数	1,268	1,159
修理・補修	39	32			



相談内容別件数（内容項目は複数集計）

相談内容別総件数の2,536件のうち、相談内容別に分類すると「契約・解約」に関するものが最も多く 971件(38.3%)、ついで「販売方法」に関するものが 839件(33.1%)、「表示・広告」に関するものが197件(7.8%)、「品質・機能・役務品質」に関するものが183件(7.2%)となっています。（単位：件）

内容別分類	7年度		6年度	
安全・衛生	66	(2.6%)	71	(3.1%)
品質・機能・役務品質	183	(7.2%)	120	(5.3%)
法規・基準	14	(0.6%)	9	(0.4%)
価格・料金	165	(6.5%)	164	(7.3%)
計量・量目	2	(0.1%)	0	(0.0%)
表示・広告	197	(7.8%)	171	(7.6%)
販売方法	839	(33.1%)	690	(30.5%)
契約・解約	971	(38.3%)	916	(40.4%)
接客対応	89	(3.5%)	110	(4.9%)
包装・容器	1	(0.0%)	0	(0.0%)
施設・設備	1	(0.0%)	1	(0.0%)
買物相談	2	(0.1%)	1	(0.0%)
生活知識	0	(0.0%)	1	(0.0%)
その他	6	(0.2%)	11	(0.5%)
総件数	2,536	(100%)	2,265	(100%)



2 クーリング・オフガイド

(1) クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合、契約（申込）のための書面を受け取った日を含めて一定期間内であれば、消費者は無条件で契約の解除（申込の撤回）ができるという消費者保護のための制度です。

(2) クーリング・オフできる販売方法の一例（特定商取引法）

●訪問販売



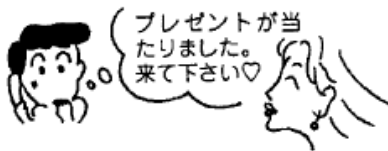
●キャッチセールス

アンケートなどと言って、街頭で呼び止め事務所や喫茶店でエステや化粧品品の契約



●アポイントメントセールス

電話で事務所に呼び出され高額商品や役務の契約



●SF 商法

閉鎖的な場所に呼び込んで無料で日用品等を配り、気分をあまり高額な羽毛布団等を契約



●電話勧誘販売

資格商法が典型的。職場・自宅にしつこく電話をかけてきて教材の契約を迫る



●特定継続的役務提供

- ・エステティックサービス
- ・外国語会話教室
- ・学習塾
- ・家庭教師等の在宅学習
- ・パソコン教室
- ・結婚相手紹介サービス



●マルチ商法(連鎖販売取引)

商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法

●訪問買取り

不用品を買うと電話がかかってきたが実際は貴金属の買取りをせまる



●内職商法（業務提供誘引販売）

仕事に必要と言い、高額な機械や教材、パソコンソフト等契約



(3) クーリング・オフ期間（特定商取引法）

●契約書面を受け取ってから8日間

訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法・電話勧誘販売・特定継続的役務提供

●契約書面を受け取ってから20日間

内職商法（業務提供誘引販売）・マルチ商法（連鎖販売取引）

(4)クーリング・オフの方法

- その契約を解除したい旨を
- クーリング・オフ期間内に
- 書面（内容証明郵便等送付記録が残る郵便）で販売会社に申し出ます（訪問購入の場合は購入会社）。
- クレジット契約を結んでいる場合は、クレジット会社にも**必ず同時**に出しておきます。
- 送ったことを証拠で残しておきます。（ハガキは両面コピーし、送付書等と合わせて保管）
- 2022年6月からクーリング・オフはメールでもできます！

(クレジット契約をしていない場合)	(クレジット契約をしている場合)
<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>営業所 〇〇株式会社</p> <p>担当者 〇〇氏</p> <p>右記日付の契約は解除します。なお、支払いの〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 令和〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社</p> <p>営業所 〇〇株式会社</p> <p>クレジット会社 〇〇株式会社</p> <p>右記日付の契約は解除します。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>
あて名 □□□ □□□ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表者 様	あて名 □□□ □□□ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇クレジット株式会社 御中

(5)クーリング・オフすると

契約は無条件解除となります。

- 支払った代金は全額返金され、違約金などの請求はされません。
- 商品などを受け取っている場合は、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。
- 工事等で建物が元の状態と変わってしまっている時は、無料で元の状態に戻すよう請求できます。

※クーリング・オフができない場合

- 3,000円未満の現金取引
- 特定商取引法で指定されている消耗品で、契約書にもその旨明記されている商品を消費した場合。
また、適用除外とされている商品サービス。（乗用車など）

(6)クーリング・オフ逃れに注意

クーリング・オフを申し出たところ「理由が無ければ無理」「期間を過ぎてからハガキが着いたので無効」「使ってしまったものは返せない」などのクーリング・オフ逃れがあります。気をつけましょう。

- クーリング・オフに理由は必要ありません。
- クーリング・オフの成立日は、書面を出した日です。相手への到着日ではありません。
- 使用したものでも鍋、布団、下着など消耗品に指定されていない商品は使用料などを請求されることなくクーリング・オフできます。
- 電話で申し出ると「担当者がいないので受けられない」「説明したい」等とクーリング・オフを阻止される事があります。
クーリング・オフは、書面で行いましょう。

このように事業者が嘘を言ったり、おどしたりして、クーリング・オフを妨害し、それにより誤解してクーリング・オフできなかった場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフ扱いができるケースもあります。

3 内容証明郵便について

内容証明とは、いつ、誰が誰にどのような内容の文章を出したかを、郵便局が証明してくれるものです。相手側に自分の意思やこれまでの経過を明確に伝えたい時や、書面を発信したことや内容を証拠として残しておく必要がある場合に利用されます。

差出人は、5年以内に限り、差出郵便局の保管する謄本を閲覧し、差出されたことの証明を受け取ることができます。「書留郵便物受領証」は大切に保管してください。

(1) 持参するもの

①用紙 内容証明郵便は1枚の字数が句読点も含めて520字を超えないことという決まりがあります。

文具店で市販されている内容証明書用紙(3枚で1組)を利用するとよいでしょう。同文の書面を3通(コピーでも可)用意し、郵便局の証明印を受けて、1通は相手側に郵送され、1通は差出人に、もう1通は郵便局に保管されます。

②封筒 差出人と受取人の住所、氏名は文中の住所、氏名と同一にします。封をせずに持参。

③印鑑 訂正があった場合、認印が必要になります。

(2) 内容証明郵便の取扱い窓口(2025年11月現在)

① 習志野郵便局窓口 電話0570(943)929

平日	9:00-19:00
土曜日	9:00-15:00

② ゆうゆう窓口 電話0570(943)929

平日	8:00-19:00
土曜日	8:00-18:00
日曜日・休日	9:00-15:00

区 別	料 金
内容証明料 謄本1枚	480円
謄本1枚ごとに	290円
簡易書留郵便料金 (損害賠償額5万円まで)	460円
定形郵便物(定型50g以内)	110円
配達証明料(差出時に請求)	350円
速達料(定型250gまで)	300円

※住所: ①②とも習志野市津田沼2-5-1

※料金: 内容証明料金+簡易書留郵便料金+通常郵便料金です。必要に応じて「配達証明」や「速達郵便」扱いし、その料金が加算されます。

※同じ内容を複数ヵ所に出す場合。「連名」にすると「内容証明料金が」2件目より半額になります。

☆内容証明郵便の書き方

習志野花子	習志野市津田沼〇丁目〇番〇号	令和〇年〇月〇日	ください。 なお、商品は早急にお引き取り ください。	普通預金口座〇〇〇〇号へ振り込ん てください。	金〇〇〇円は、〇〇銀行〇〇支店	つきましては、既に支払った の契約を解除します。	「〇〇〇(商品名)」「価格〇〇〇円」 セールスマン〇〇氏と締結した 令和〇年〇月〇日付けで、貴社	契約解除通知
-------	----------------	----------	----------------------------------	----------------------------	-----------------	-----------------------------	--	--------

この例文は、クーリング・オフの場合です。

4 未成年者契約の取消し

特定商取引法でクーリング・オフができなくても民法等の法律や、約款・業界の自主基準等によって契約の取り消しや解約ができる場合もあります。

たとえば未成年者(18歳未満)が契約する場合は親権者(父親、母親)の同意が必要です。同意なく未成年者が契約した時は本人や親権者が取り消すことができます。取り消された場合、原則として既に商品を受け取っていたときはそのまま返品し、代金を支払っていれば返金してもらうことができます。取り消しの通知は内容証明郵便等で行います。

※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳になりました。

★未成年者契約の取消し通知の書き方

●未成年者本人が出す場合(※印は代金を支払い商品を受け取った場合)

取消通知
令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と締結しました「〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者の私が親の同意なしで行ったものであり、取り消します。
※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
なお、商品は早急にお引き取り下さい。
令和〇年〇月〇日
習志野市津田沼五丁目十二番十二号
習志野花子
〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地
〇〇〇株式会社

●未成年者が行った契約を親権者が取り消す場合

取消通知
令和〇年〇月〇日、貴社セールスマン〇〇氏と、私の子供〇〇〇との間で締結された「〇〇〇(商品名)(価格〇〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取り消します。本人も取り消しを望んでおり、もちろん支払い能力もありません。
※つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇〇〇号に振り込んでください。
なお、商品は早急にお引き取り下さい。
令和〇年〇月〇日
習志野市津田沼五丁目十二番十二号
習志野太郎
〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地
〇〇〇株式会社





しかし、次のような場合などは取り消しができませんので注意してください。

- ①未成年者が相手に対し、自分は成年であると信じ込ませた場合
- ②親から自由に使うことを許されている金額の範囲内の場合(小遣いなど)
- ③未成年者の時に契約をして、成年になっても代金の支払いを続けた場合
- ④婚姻経験がある場合→未成年であっても婚姻の経験がある者(離婚した場合を含む)
- ⑤許可された営業に関して契約した場合

5 家庭用品品質表示法等による立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、消費者が買物をするときに役立つよう適正な品質表示がされているか、店頭での立入検査を行っています。

令和7年度立ち入り結果

検査項目	検査品目	店舗数 調査品目	検査要件	検査結果
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用圧力がま、家庭用圧力なべ ・石油ストーブ ・乗車用ヘルメット ・携帯用レーザー応用装置 ・ライター ・登山用ロープ 	10店舗 対象品目 12品目 検査品目 6品目 検査機種数 72機種	特定製品に対するPSマークの有無と表示が適正になされているか。  	違法件数 0件
家庭用品品質表示法第19条第3項に基づく立入検査	<繊維製品> 29品目 コート、ズボン、スカート他 <合成樹脂加工品>8品目 たらい・バケツ・洗面器及び浴室用の器具、食事用・食卓用又は台所用の器具他 <電気機械器具>17品目 電気毛布、ジャー炊飯器、電子レンジ、電気パネルヒーター、コーヒー沸器他 <雑貨工業品>28品目 ティッシュペーパー及びトイレトペーパー、障子紙、衣料用・台所用又は住宅用の漂白剤、塗料、浄水器、鍋、湯沸かし、椅子他	14店舗 82品目 158機種	品質表示が適正に表示されているか。店舗側の表示に対する意識等は正しいかどうか。	違法件数 0件
電気用品安全法第46条第1項に基づく立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コード、直流電源装置、リチウムイオン蓄電池、蛍光ランプ、LED ランプ、電子レンジ、電気冷蔵庫、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、毛髪乾燥機、扇風機、電気ストーブ、電気ジャー、ジューサーミキサー、電磁誘導加熱式調理器、電気ホットプレート、電気トースター、電気コーヒー沸器、電気加湿器、電気湯沸器、電気こたつ、電気洗濯機、電気乾燥機他 	9店舗 49品目 検査機種数 316機種	電気用品に対するPSEマークの表示と長期使用製品安全表示の有無が適正になされているか。  	違法件数 0件

6 多重債務問題対策

国は、我が国の消費者金融の利用者は、少なくとも 1,400 万人、多重債務者は 200 万人を超える
と指摘し、これらの多重債務者を救済するために、多重債務問題改善プログラムを策定し、国、都道
府県、市町村が取り組むべき施策、役割を明確にしました。これを受け、千葉県では「千葉県多重債
務問題対策本部」を設置し対策の強化を図っています。

習志野市においては、消費生活相談のほか、「司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相
談専用)」を設置し、予約なしでの相談を受けています。

このほか、関東財務局千葉財務事務所からの依頼にもとづき、年 2 回、広報習志野のおしらせ記
事に多重債務者相談窓口を周知する内容を掲載しております。さらに、千葉県弁護士会と「クレジット
サラ金相談の団体配点名簿の配布にあたっての協定書」を締結し、相談員が速やかに且つ直接弁護
士に相談予約ができるようになりました。

★多重債務は解決できます。ひとりで悩まず相談しましょう。

○消費生活相談

電話相談および来所相談

日 時 : 月曜日～金曜日及び第 2 土曜日 9:30～16:00(来所相談の受付は 15:30 まで)
(第 2 土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

場 所 : 市庁舎分室(サンロード津田沼 4 階)消費生活センター
相談専用電話番号 : 047-451-6999

○司法書士による登記・後見・債務相談(多重債務相談)

予約不要 面接相談のみ

日 時 : 毎月第 1 木曜日 10:00～12:00 13:00～15:30(祝日を除く)

場 所 : 市庁舎分室(サンロード津田沼 6 階) 市民相談室

受 付 : 10:00～14:30

問い合わせおよび電話番号 : 習志野市役所くらし安全課 047-453-7372

7 消費生活相談アドバイザー業務協定

本市が消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、千葉県弁護士会に所属する弁護士と連
携し、専門的な消費生活相談への対応力を強化することを目的として、平成 29 年 4 月 1 日より千葉
県弁護士会と協定を締結し、アドバイザー業務を行っています。

Ⅲ 消費者啓発

消費者が自主性をもって、健全で合理的な消費生活を営むことができるよう、各種啓発を行っています。

1 啓発用パネル展示、パンフレットの配布

- (1) 相談窓口、消費生活パネル展等において啓発用パンフレット、冊子の配布及びパネルの展示を行っています。

2 広報紙等掲載による周知啓発

- (1) 「消費生活メモ」奇数月15日に広報習志野と習志野市ホームページに掲載し、悪質商法や消費者問題の解決等の暮らしの情報を提供しています。

掲 載 日	掲 載 テ ー マ
令和 7 年 5 月 15 日号	子どものオンラインゲーム 高額課金にご注意を！
7 月 15 日号	鍵解錠作業で 高額な請求を受けた。 すぐに支払う必要はあるの？
9 月 15 日号	被害は高齢者だけでなく若い世代にも 警察を名乗る電話にご注意！
11 月 15 日号	後払い決済サービスが関連する 消費者トラブル
令和 8 年 1 月 15 日号	リチウムイオン電池からの 発火に気を付けましょう
3 月 15 日号	知っておきましょう 置き配の利用について

- (2) このほか、年に1回(2月1日号)に「消費生活センターからのお知らせ」を掲載し、消費生活センターの周知を図っております。

5月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

子どものオンラインゲーム
高額課金にご注意を！

スマートフォンやタブレット端末使用によるオンラインゲームをし、子どもが保護者の知らない間に課金をし、後日、高額な課金を請求されたトラブルが発生しています。

相談1

私のクレジットカードの利用明細を確認したら、高額な請求だった。自分自身は高額な商品の購入はなかったのだが、調べたところ、小学生の息子が私のお下がりのスマートフォンでゲームをし、カード情報には私のクレジットカードの情報が登録されたままになっており、息子がゲームをする際もこの情報が利用できるようにになっていた。

相談2

中学生の娘が親のクレジットカードを無断で持ち出し、スマートフォンでオンラインゲームでアイテムを購入していた。娘はゲームのキャラクターを強くするためにどうし

てもアイテムが欲しかったとのこと。カード会社から50万円の請求を受けた。

アドバイス

子どもがオンラインゲームを使用する際、あらかじめ家族内でルールを決めておきましょう。ペアレンタルコントロール機能を利用しましょう。クレジットカードは子どもが勝手に使えないよう、厳重に管理しましょう。スマートフォンに入力したクレジットカード情報は忘れずに削除してください。

オンラインゲームは無料でできるものもありますが、アイテムの入手など有料のコンテンツもあることを認識しましょう。子どもがオンラインゲームをする際、保護者のアカウントを使わせないようにしましょう。保護者のアカウントを子どもが使用し、課金された場合、子どもが課金したと証明することがむずかしく、「未成年者取消」が認められない場合があります。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

7月15日号

消費生活

メモ



困った時はご相談を！

消費生活センター
047(451)6999

鍵解錠作業で高額な請求を受けた。すぐに支払う必要はあるの？

鍵を紛失し自宅に入れず困ったため、事業者に依頼したところ、高額な請求を受けたという相談が寄せられています。

相談

自宅の鍵が見当たらないことに気付き、スマートフォンで検索した事業者に連絡を取った。5千円と表示されていたので、1万円あれば足りると思い依頼した。事業者はすぐに自宅に来て、点検をしたが「特殊なオートロックキーだから」という理由で4万円の金額を提示し、作業後、工賃や消費税などを含め、5万円余りの金額を請求された。請求時は手持ちのお金がなく、夜間だったため、コンビニエンスストアのATMで引き出し、支払いを済ませたが、この請求金額はすぐに支払わなければならないのが。

アドバイス

① 広告では安価で表示されていたものの、納得できない金額を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはぎっぱりと断りましょう。

② 事業者と その場で契約した場合、広告の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の「訪問販売によるクーリング・オフ」等が適用できる可能性があります。事業者とトラブルになった場合は、受け取った書面や契約の経緯などを整理し、消費生活センターにご相談ください。

このような請求を受けないためには

緊急時に備えて、持っている鍵の種類やメーカー等を確認し、信頼のおける事業者の情報をあらかじめ調べておくことと安心です。また、集合住宅の場合は大家や管理会社に、鍵の紛失時にどのような対応をしているのか確認しましょう。

お困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

被害は高齢者だけでなく若い世代にも

警察を名乗る電話にご注意！

警察署の代表番号である末尾が「0110」の電話番号を表示して消費者を信用させるケースが発生しています。電話からLINEのビデオ通話に誘導し警察手帳を見せて消費者に個人情報聞き、捜査の一環として金銭を送金させる手口が見られます。

また、電話の通話中、警察官を名乗る人から「逮捕状が出ている」と言われ、焦って相手の指示に従い個人情報などを教えたしまったことで、被害に遭うケースもあります。

相談

スマートフォンに警察官を名乗る人から電話があり、「あなたの銀行口座が犯罪に使用されている。このままではあなたは逮捕される」と言われ、ビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では相手から警察手帳を見せられ、相手の指示に従い、住所や銀行口座の情報を伝え、運転免許証を提示

した。約3時間通話が続き、金銭を送金する必要があるとされたところで、不審に思い電話を切った。個人情報の悪用が心配だ。

アドバイス

警察官が業務上、LINEを使用し連絡を取ること、警察手帳などをビデオ通話で見せること、捜査の一環として金銭を送金させようとすることは絶対ありません。

警察を名乗る電話は固定電話でも受ける場合があります。警察を名乗る電話を受けた場合は、担当課、担当者氏名、電話番号、内線番号などを確認していったん電話を切り、警察相談専用電話「#9110」またはお近くの警察署へご相談ください。

● 相手が自分の個人情報を知っている場合がありますが、驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。絶対に個人情報をお伝えしないでください。

● 【相談】では「あなたの銀行口座が犯罪に使用されている」という内容ですが、「その他」あなたの携帯電話が犯罪に使用されている」と言われることもありま

※このような内容以外にも、契約や商品の購入などでお困りの際には、お早めに消費生活センターへご相談ください。

困った時はご相談を！

消費生活

メモ



消費生活センター
047(451)6999

後払い決済サービスが関連する消費者トラブル

商品受け取り後に支払えるからといって安心せず、契約条件をよく確認しましょう。

インターネット通販において、後払い決済サービス(クレジットカード等を用いず、2カ月以内で後払いができるサービス)が利用されています。商品が手元に届いた後で支払うことができるメリットがありますが、トラブルもあります。

相談1

インターネットで回数縛りがない(いつでも解約できる)という美容液の広告を見て販売サイトにアクセスした。初回は定価1万円のところ、8千円引きで2千円、後払い決済手数料300円を加えた合計額2千300円で注文した。初回分が届いたので解約手続きをすると2回目以降の解約する場合には引かれた額の8千円を支払わなければ解約できない」とメールが届いた。販売業者に「解約条件の表示はなかった」と苦情を言ったが、「表示に問題はない」と言

われ納得できない。

アドバイス1

「定期縛りなし」「回数縛なし」という広告であっても、「いつでも解約できるもの」、消費者が解約しない限り定期的に商品が送られてくる契約(最低購入回数の指定がない契約)である可能性や、解約条件がある場合が多いので、契約前にしっかり確認し、契約条件に関する記載はすべてスクリーンショット等で保存しましょう。

相談2

頼んだ覚えはないのに健康食品が送られてきた。そして、後払い決済業者から請求書が届いた。

アドバイス2

悪意のある第三者に、消費者の氏名・住所などが後払い決済サービスの申し込み悪用されると、申し込んでいない消費者が支払者として後払い決済サービス事業者から請求を受けることとなります。送られてきた商品は処分せず、まずは販売業者と話し合います。処分してしまうと請求が取り消されないことがあります。

※不審に思った、お困りの際にはお早めに消費生活センターへご相談ください。

困った時はご相談を！
消費生活



メモ

消費生活センター

047(451)6999

リチウムイオン電池からの発火に気を付けましょう

リチウムイオン電池はスマートフォン、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホン等、日常生活において身に着けたり、持ち歩いたりするさまざまな製品に使用されており、これらの製品からの発熱・発火による事故が全国的に増加しています。事故は充電中が多いのですが、日の当たる場所や高温になる場所での保管、さらに強い衝撃・圧力を加えたことで発火や破裂をすることがあります。また、リチウムイオン電池使用製品を廃棄する際、ごみ出しのルールを守らずに出すと、ごみ処理施設やごみ収集車での火災発生の原因につながります。

相談

携帯電話に内蔵されているバッテリーが膨張した。充電するのは怖いので使用せず自宅に置いてある。修理することはできないと思う。どのように取り扱えばよいか。廃棄

する場合はどのように廃棄するのか教えてほしい。

取り扱う際のアドバイス

- ①製品の膨張や変形、発熱が生じたら使用をやめましょう。
- ②高温になる場所、圧力のかかる場所での保管、放置はやめましょう。
- ③製品を分解する、強い衝撃を与えることはやめましょう。

廃棄する際のアドバイス

- ①リチウムイオン電池が使用されているかを確認しましょう。
- ②販売店あるいはメーカーに廃棄の方法を確認しましょう。
- ③販売店やメーカーが不明の場合、市で毎月1回の有害ごみの日に、品目ごとに分けて、45リットルまでの透明・半透明の袋に入れて出すことはできませんが、その際、リチウムイオン電池が変形している場合、市クリーン推進課(047(453)5577)に相談してから廃棄しましょう。

※お困りの際はお早めに消費生活センターにご相談ください。

困った時はご相談を！
消費生活



メモ

消費生活センター

047(451)6999

置き配の利用について

玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は急速に普及していますが、誤配や盗難のリスクもあります。置き配を利用される際は注意が必要です。

相談1

通販サイトで注文の際、自宅玄関先に置き配を指定したが商品が届かない。配送業者からは置き配をした証拠写真が送られてきたが、私の自宅ではない場所だった。問い合わせ先が分からず困っている。

相談2

外出中、通販サイトで注文した商品の置き配の配達完了の通知が届いた。自宅玄関先に荷物が置いてある証拠の写真が添付されていた。配達完了時刻から約1時間後に帰宅したが、商品らしき荷物はなかった。どうしたらいいか。

アドバイス

①配達完了メールが届いたが、商品は届いていない場合、

まずは配送業者に連絡し、商品の配達状況を確認しましょう。連絡する際は、荷物の追跡番号を控えておき、配達完了メールが直ちに見られる状態にしておきましょう。誤配ではなく、盗難のようであれば警察に被害届を出してください。トラブルが解決できない場合は、通販サイトの運営事業者に事情を伝え、調査・補償などの対応の有無について確認しましょう。

- ②通販サイトで商品を注文する際に、配達の初期設定が置き配になっている場合があります。注文確定を押す前によく確認しましょう。
- ③置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などがあつた場合の補償の有無やその場合の連絡先を把握しておきましょう。
- ④高価な商品は盗難の恐れがあるため、置き配は避けることをお勧めします。
- ⑤配送業者からの配達完了通知で置き配の到着を確認したら、早めに引き取りましょう。

※不審に思った、お困りの際はお早めに消費生活センターにご相談ください。

4 まちづくり出前講座等

消費者が悪質商法にあわないための出前講座を、消費生活相談員が講師として開催しました。

開催日	テーマ	対象	受講者数
4月3日	千葉県発行の冊子「オトナ社会へのパスポート」をもとに講義。 講義は事前に収録。収録した内容をオンライン授業として配信	日本大学生産工学部学生	297
5月28日	(高齢者向け)悪質商法や詐欺に遭わないための講話	中央公民館寿学級	46
6月16日	(高齢者向け)高齢者に多い最近の相談事例とその対処法	習志野市民生委員児童委員協議会 高齢者部会	14
9月23日	(高齢者向け)かしこい消費者になりましょう 1. 消費生活センターで受けた相談件数の推移 2. 世代別(高齢者・若者・幅広い年代)の多い相談事例と対処法 3. 消費生活センターとしての消費者啓発	谷津6丁目 津田沼パークハウス町会	15
10月29日	(一般向け)消費者力をつけるため	習志野市新規採用職員	51
2月6日	(一般向け)これって何か変?最近の消費者被害と対処法	あかね園通所の保護者 および施設職員	30
計	6回		453

☆その他の講座

1月31日	高齢者の消費関連被害の現状と特徴 その他	習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者連絡会	22
-------	----------------------	--------------------------	----

5 令和7年度 習志野市消費生活パネル展

期間：令和7年10月20日(月)～10月23日(木)

場所：習志野市役所1階展示スペース

主催：習志野市

○出展団体及びテーマ

団体名	テーマ等
習志野市消費生活研究会	もし 私たちが ごみを減らしたら?…もっといい社会に!! 「もしごみにせず再使用できるなら!もっと…」
生活協同組合コープみらい	くらしのなかのリサイクル ～小さな1歩が大きな笑顔に～
一般財団法人 関東電気保安協会千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
千葉県行政書士会葛南支部	「あなたの街の法律家」による生活支援
一般社団法人 習志野市薬剤師会	暮らしに役立つ「くすり」の知識
津田沼中央総合病院	フレイル予防 ～健康寿命を延ばそう～
習志野市高齢者相談センター	住み慣れたまちでいつまでも
習志野市企業局	ガス・水道・下水道コーナー
習志野市消費生活センター	消費生活のあれこれ

令和7年度 習志野市消費生活パネル展（於：習志野市役所 1階展示スペース）



☆パネル展正面



☆習志野市消費生活研究会



☆生活協同組合コープみらい



☆関東電気保安協会千葉事業本部



☆千葉県行政書士会葛南支部



☆習志野市薬剤師会



☆津田沼中央総合病院



☆習志野市高齢者相談センター



☆習志野市企業局



☆習志野市消費生活センター



☆パネル展正面全景



☆見学風景

IV 計量器定期検査

事務所・商店・医院・学校等で営業用や証明用に使用されている計量器を定期的に検査して計量器の適性化に努めています。

1. 計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき取引・証明に使用される計量器は2年に1回定期検査を受けなければなりません。

検査は、千葉県計量検定所に協力して、検査場所を指定し、持込みにより行う集合検査と、特定計量器の構造が膨大で、運搬が著しく困難などの理由で、計量器の置かれている事業所で行う所在場所検査に分けて実施しています。

《検査成績》

種 別	検 査 日	検査戸数	検査台数(分銅含む)	不合格
集 合 検 査(4日間)	6月18日	34戸	62台	2台
	6月19日	28戸	79台	2台
	6月20日	23戸	58台	0台
	6月23日	40戸	69台	3台
計		125戸	268台	7台
所在場所検査(6日間)	7月25日	3戸	46台	0台
	7月28日	2戸	2台	0台
	8月20日	1戸	20台	0台
	8月21日	2戸	20台	6台
	8月25日	4戸	48台	0台
	8月29日	1戸	68台	0台
計		13戸	204台	6台
合 計		138戸	472台	13台

集合検査実施日：令和7年6月18日・19日・20日・23日 4日間

集合検査場所：市役所1階展示スペースで実施

所在場所検査実施日：令和7年7月25日・28日・8月20日・21日・25日・29日 6日間

所在検査場所：各事業所で実施

V 資料

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の設置並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、法第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼5丁目12番12号

(消費生活センター長及び職員)

第4条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び相談時間)

第2条 習志野市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の開所時間及び相談時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 相談時間 午前9時30分から午後4時00分まで

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日（第2土曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(業務)

第4条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に定める事務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第1項及び第2項に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた業務

(消費生活相談員の事務)

第5条 消費生活相談員は、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務に従事する。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項の消費者安全の確保をいう。以下同じ。）のための啓発及び教育に関すること。
- (2) 消費者安全の確保のために必要な情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めた事務

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

☆ 消費生活相談

商品やサービスの苦情・問合せ、契約をめぐるトラブルについてお気軽にご相談ください。
相談員が皆さんと共に考え、解決のためのお手伝いをします。
ご相談は、主に電話でお受けしていますので、何か問題のある時は早めにご連絡ください。

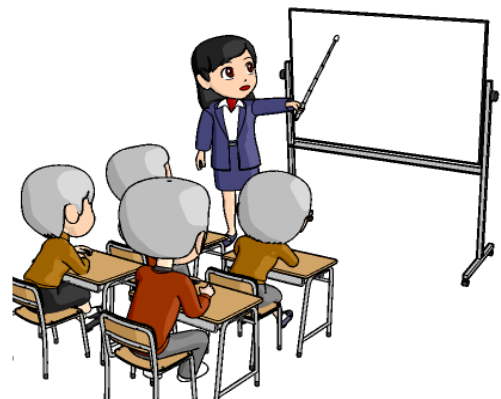
- ・相談日 月曜日から金曜日及び第2土曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時30分から午後4時まで
- ・相談員 消費生活相談員
- ・相談場所 習志野市消費生活センター
習志野市津田沼5-12-12
サンロード津田沼4階
電話 047(451)6999(相談専用)



☆まちづくり出前講座

消費生活相談員があなたの町会・サークル・事務所・学校等に出向き、悪質商法の被害を未然に防ぎ、かしこい消費者になるための講座を開きます。

- ・講座内容 最近の被害例と対処法(一般・高齢者・若者向)
悪質商法、架空・不当請求、敷金返金、多重債務など
- ・時間 市役所開所日の午前10時から午後4時までの時間帯で、原則1回2時間以内
- ・場所 会場は申込者が確保してください
- ・費用 講師の派遣に要する経費等については無料です
- ・問合せ 習志野市消費生活センター
電話 047(489)5230



習志野市消費生活センター

〒275-0016

千葉県習志野市津田沼5-12-12

習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)4階

電話番号 047(489)5230

047(451)6999(相談専用)